

各 私立 学 校 設 置 者
各 私立 学 校 長
(高 ・ 特)

} 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

令和 3 年度私立高等学校等専攻科修学支援金変更交付申請書等の提出について (通知)

このことについて、私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱 (以下「要綱」という。) 第11条に規定する変更交付申請書の提出期限を**令和4年3月7日 (月) まで【必着】**としますので、交付決定を受けた内容を変更する事由が生じた場合には、当該期限までに担当宛て提出してください。

また、当該変更交付申請に係る変更事由について、私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要領 (以下「要領」という。) 各条に定める届出を提出していない場合には、当該期限までに併せて提出してください。

なお、交付決定の内容に変更がない場合は、提出期限までにその旨を報告のうえ、交付残額 (令和 4 年 1 ~ 3 月分) に係る請求書を提出してください。

記

1 提出書類

(1) 変更事由がある場合

- ア 私立高等学校等専攻科修学支援金変更交付申請書 (要綱様式第 3 号)
 - イ 令和 3 年度私立高等学校等専攻科修学支援金交付申請額内訳 (要領様式第 7 号)
 - ウ 要綱各条に定める届出を未提出の場合は次の書類
 - (ア) 保護者等又は保護者等の道府県民税所得割額若しくは市町村民税所得割額に変更があった場合【要綱第 6 条関係】
 - ① 私立高等学校等専攻科修学支援金収入状況届出書 (要領様式第 1 号の 1)
 - ② 変更後の課税証明書等
 - ③ 収入状況届出者一覧 (要領様式第 1 号の 3)
 - (イ) 受給資格が消滅した場合【要綱第 7 条関係】
受給資格消滅者届出書 (要領様式第 5 号の 1)
 - (ウ) 減免後授業料額に変更があった場合【要綱第 8 条関係】
減免後授業料額の変更届出書 (要領様式第 6 号)
 - (エ) 停学 (3 か月未満に限る) 処分により支払いを差し止める場合【要綱第 16 条の 2 関係】
停学処分者届出書 (3 か月未満に限る) (要領様式第 8 号)
 - (オ) 休学により支給を一時停止する場合【要綱第 17 条】
 - ① 私立高等学校等専攻科修学支援金の支給停止申出書 (要領様式第 10 号の 1)
 - ② 支給停止申出者一覧 (要領様式第 10 号の 3)
 - (カ) 復学により支給を再開する場合【要綱第 17 条】
 - ① 私立高等学校等専攻科修学支援金の支給再開申出書 (要領様式第 10 号の 2)
 - ② 支給再開申出者一覧 (要領様式第 10 号の 4)
- (2) 変更がない場合
 - ① 令和 3 年度私立高等学校等専攻科修学支援金の変更交付申請について (報告)
 - ② 令和 3 年度私立高等学校等専攻科修学支援金交付請求書 (要綱様式第 5 号)

2 提出方法

郵送による。

担 当 : 私学振興担当 大澤
電 話 : 019-629-5041
ファクシミリ : 019-629-5049
E-mail : AH0007@pref.iwate.jp